



★ 料金表一覧 1ヶ月30日間としたときの月額料金です。(上段は1割負担・中段2割負担・下段3割負担) R6.8改正

	従来型多床室					従来型個室				
	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
要介護1	¥32,629	¥48,229	¥56,029	¥77,329	¥94,429 ¥118,057 ¥141,686	¥44,029	¥49,729	¥69,529	¥90,829	¥103,909 ¥127,537 ¥151,166
要介護2	¥35,152	¥50,752	¥58,552	¥79,852	¥96,952 ¥123,104 ¥149,256	¥46,552	¥52,252	¥72,052	¥93,352	¥106,432 ¥132,584 ¥158,736
要介護3	¥37,784	¥53,384	¥61,184	¥82,484	¥99,584 ¥128,367 ¥157,150	¥49,184	¥54,884	¥74,684	¥95,984	¥109,064 ¥137,847 ¥166,630
要介護4	¥40,307	¥55,907	¥63,707	¥85,007	¥102,107 ¥133,413 ¥164,720	¥51,707	¥57,407	¥77,207	¥98,507	¥111,587 ¥142,893 ¥174,200
要介護5	¥42,794	¥58,394	¥66,194	¥87,494	¥104,594 ¥138,388 ¥172,182	¥54,194	¥59,894	¥79,694	¥100,994	¥114,074 ¥147,868 ¥181,662

	ユニット型個室				
	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
要介護1	¥61,030	¥63,730	¥86,230	¥107,530	¥130,960 ¥156,589 ¥182,218
要介護2	¥63,544	¥66,244	¥88,744	¥110,044	¥133,474 ¥161,618 ¥189,762
要介護3	¥66,238	¥68,938	¥91,438	¥112,738	¥136,168 ¥167,006 ¥197,844
要介護4	¥68,789	¥71,489	¥93,989	¥115,289	¥138,719 ¥172,107 ¥205,495
要介護5	¥71,267	¥73,967	¥96,467	¥117,767	¥141,197 ¥177,064 ¥212,930

上記料金表一覧の内訳

- 要介護ごとの施設サービス利用料の1割・2割・3割負担分
- 食費、居住費…食費、居住費は、ご本人の収入に応じ、自己負担が違います。
食費・居住費一覧…市への申請が必要です。

	食費	居住費		
		多床室	従来型個室	ユニット型個室
第1段階	300円	0円	380円	880円
第2段階	390円	430円	480円	880円
第3-①段階	650円	430円	880円	1,370円
第3-②段階	1,360円	430円	880円	1,370円
第4段階	1,445円	915円	1,231円	2,066円

利用者負担段階区分

負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	
		単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者または、 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市民税非課税者)	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3-①段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3-②段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	500万円以下	1,500万円以下
第4段階	第1～第3段階に該当しない方		

高額介護サービス費

利用者負担区分	1ヶ月の負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の 65歳以上の方がいる世帯の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)以上 課税所得690万円 (年収約1,160万円)未満の65歳以上の方がいる世帯の方	93,000円(世帯)
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が 市民税 非課税の方	年金収入額+その他の合計所得金額が 80万円を超える方 24600円(世帯) 年金収入額+その他の合計所得金額が 80万円以下の方 15,000円(個人) 24,600円(世帯) ・老齢福祉年金受給者の方
生活保護の受給者の方	15,000円

上記料金表以外に必要な料金

- 入所後の30日間及び30日を越える入院後、再び入所してから30日間の利用料金
 - ・ 初期加算 入所日より30日 1日につき34単位 (30日=1,080円/2,160円)
- 利用者が、入院を要した場合、外泊をした場合の料金(1月に6日を限度とします。)
 - ・ 1月に6日を限度として1日につき280単位の施設サービス費をいただきます。
(6日間外泊した場合) 1日につき296円×6日間=1,776円/591円×6日間=3,546円
 - ・ 滞在費につきましては、入院又は外泊の期間も料金をいただきます。
但し、入院期間中は減免は無効となりますので、第4段階で請求させていただきます。
(ベットをショートステイに利用させていただいた場合は、滞在費をいただきません)
- 医師が終末期にあると判断した利用者について本人又は家族の同意を得ながら施設職員が共同して看取りを行った場合(看取り加算)
 - (1) 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき82単位(87円/173円)
 - (2) 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき164単位(173円/346円)
 - (3) 死亡日以前2日または3日 1日につき775単位(817円/1,634円)
 - (4) 死亡日 1,459単位(1,538円/3,076円)
- 利用者が、65歳以下の若年性認知症の方は、1日につき137単位(145円/289円)加算いたします。
- 利用者が、病気療養のため、医師の指示により、療養食が必要な場合、1日につき7単位(8円/15円)加算いたします。
- 利用者が、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔ケアを2回以上受けた場合、1日につき103単位(109円/217円)加算いたします。
- 安全対策体制強化を講じている場合、入所時のみ1回23単位(24円/48円)加算いたします。
- 介護保険の給付対象外の料金
 - ・ 振替手数料 ・ 本人が個別に利用する物品、嗜好品、食品等 ・ 医療費本人負担分(診療費・薬剤費等)
 - ・ 散髪代(実費額:現在2,000円) ・ クリーニング代(本人が希望する場合 実費額)